

年金生活者等支援 臨時福祉給付金 (高齢者向け給付金)を支給します!!

所得が少なく、賃金引き上げの恩恵を受けにくい高齢の方を支援するため、年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け給付金）を支給します。対象と思われる方には、5月上旬に申請書などを同封した案内文書をお送りしますので、内容をよくご確認のうえ、申請手続きをお願いいたします。

支給対象者

- 次の要件を全て満たす方が対象となります。
- ① 基準日（平成27年1月1日）時点で、砂川市に住民登録されている方
 - ② 平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方
- 〔平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象者〕
 ● 平成27年度分の市民税（均等割）が課

税されていない方（ただし、市民税が課税されている方に扶養されている場合や生活保護の受給者などは対象外です）

- 平成28年度中に65歳以上となる方
- 昭和27年4月1日以前に生まれた方

支給額

- 1人につき3万円

申請期間

- 5月9日(月)～8月31日(水)

申請方法

対象と思われる方には、5月上旬に申請書などを同封した案内文書をお送りし

5月9日(月)から
申請受付を
開始します!!



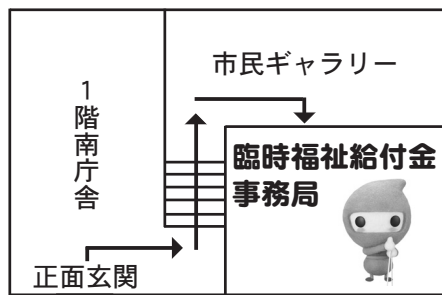
ます。申請書に必要な事項を記入のうえ、必要書類（本人確認書類の写し・口座確認書類の写し）を添付し、同封する返信用封筒により郵送または申請受付窓口で手続きしてください。

※ 受付開始当初は、窓口が大変混雑することが予想されますので、便利な郵送申請をぜひご利用ください

申請受付窓口 臨時福祉給付金事務局

※ 中2階に移転しました

【市役所 中2階】



給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」に御注意ください!!

- 市や厚生労働省の職員などが給付金を支給するため、ATM（銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機）の操作をお願いすることや手数料の振り込みを求めることは絶対にありません
- 不審な電話や郵便、訪問などがあった場合は、市役所や砂川警察署④0110または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください

支給の決定・支給方法

申請をいただいたあと、内容を審査し、支給（不支給）の決定をします。決定の場合、6月から順次支給します。（原則として金融機関への振り込みとなります）

お問い合わせ

- 年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け給付金）について：臨時福祉給付金事務局④2121
- 市民税の課税について：市民税係④2121